

○ 厚生労働大臣が定める者等(平成十二年厚生省告示第二十三号)

(傍線部分は改正部分)

| | 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|-------------|
| 十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(4)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者 | (略) | (略) |
| 十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食 | (略) | (略) |
| 十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者 | (略) | (略) |
| 三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(3)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者 | (略) | (略) |
| 三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス | | |

のイ(4)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

のイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)